

8 教育・研究関係

ア 教育主体等

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
学校法人の要件緩和 (文部科学省)	学校法人の設立要件については、構造改革特区における特例措置として校地・校舎の自己所有要件の緩和が認められたところであるが、学校教育の安定性・継続性の確保を前提に、全国的な緩和について、特区における状況も十分に踏まえながら検討し、所要の措置を講じる。【学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準(平成15年文部科学省告示第41号)の一部改正】	計画・教育ア	一部措置済	検討	
学校法人会計制度の見直し (文部科学省)	事業活動の透明化、効率的経営に資するよう、学校の特性を踏まえつつ、例えば基本金の在り方の見直しや時価情報による評価など新しい企業会計基準の考え方を取り入れることなどについて検討を行い、学校法人会計基準を改正する。【学校法人会計基準の一部改正(平成17年3月)】	計画・教育ア	措置済		
学校法人における財務情報の開示促進 (文部科学省)	a 学校法人に対し、財務書類及び背景となる事業方針等を分かりやすく説明した事業報告書の公開を法律で義務付ける。また、広く周知を図るという観点から、財務書類及び事業報告書の記載内容をインターネット上のホームページに掲載することを促進する。【私立学校法の一部を改正する法律(平成16年法律第42号)】	計画・教育ア	措置済	4月施行予定	
	b 財務書類及び事業報告書のインターネット上のホームページにおける公開状況について毎年調査し、公開が進まない場合は、その更なる推進方策について検討する。				

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
国立大学法人の評価に基づく組織の見直し (文部科学省)	a 国立大学法人の中期目標・中期計画においては、国立大学が要請される機能・役割に沿った目標・計画が、数値目標の設定等も含め、可能な限り具体的なものとなるよう工夫することが重要であり、これらの評価が適切に行われるよう、中期目標・中期計画に関する評価基準を明確化する。【国立大学法人及び大学共同利用機関法人の各年度終了時の評価に係る実施要領(平成16年10月25日)】	計画・教育ア	結論		
	b 国立大学法人の活動及びその成果の評価を行った結果、国立大学法人として十分な機能・役割を果たしていないと判断された場合は、当該業務を継続させる必要性、組織の在り方について適切な措置が採られるようにする。評価の結果、国立大学法人として十分な機能・役割を果たしていない場合の組織の見直しについて、改廃・統合等を含め、大学改革の一環として、速やかに検討を開始し、結論を得る。		最初の中期目標期間終了時までで速やかに結論		
	c 国立大学が要請される機能・役割に沿った目標・計画に関する評価基準として、国立大学法人評価委員会により「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の各年度終了時の評価に係る実施要領」が取りまとめられているが、その評価基準が国立大学法人の継続的な質の向上に真に資する内容となっているか、評価に関する作業が過重な負担となっていないか等の観点から、継続的に見直す。また、その結果について、審議内容も含め広く公表する。	重点・教育2(2)		17年度以降継続的に実施	
株式会社、NPO等による学校経営の解禁 (文部科学省)	株式会社等による学校経営については、構造改革特区における実施状況についてできるだけ速やかに評価を行い、検討を進める。	計画・教育ア	16年度以降検討		

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
学校に関する「公設民営方式」の解禁（文部科学省）	<p>a 以下の点に留意しながら、「公私協力学校法人」方式による公設民営学校を導入する。</p> <p>公設民営方式の地方公共団体にとっての意義は、多様な教育ニーズに応えることが困難である公立学校の運営に際して民間の創意と工夫を活用することと、公立学校の設置・管理に要する公的資金をより効率的にすることにある。このため、「公私協力学校法人」にあっても、この趣旨を踏まえて、地方公共団体の設置意図の下でサービス内容が多様で柔軟、かつ生徒・保護者の満足度が十分に高いものであるとともに、運営等に当たって公私協力学校法人に対して支出される公的資金はできるだけ効率的に、かつ私立学校間の公平性が確保されるように使われることが望ましいこと。</p> <p>「公私協力学校法人」に参加する民間主体の選定・継続に当たっては、地方公共団体の政策意図その他の条件をあらかじめ公表した上で、公正な審査により行われることが必要であり、教育サービスに関する品質と地方公共団体の財政上の負担の有無・その程度等を勘案して、地方公共団体やその住民にとって最も有利となるような主体が選ばれる必要があること。</p> <p>「公私協力学校法人」方式による公設民営学校は、あくまでも私立学校の一類型として設立されるものであり、「民間のノウハウの活用」を導入の目的としている以上、その運営にあたり地方公共団体の政策意図が、学校運営に適切に反映されると同時に、NPO法人等の自由な創意工夫とイニシアチブが最大限発揮される制度とすること。</p> <p>「公私協力学校法人」の適切な運営を確保する観点から、財務、経理、カリキュラム、入学選抜、単位認定、教職員に関する情報等、運営全般に関する情報の公開を徹底するとともに、保護者や生徒による学校・教職員の評価を最大</p>	重点・主要9		措置	

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	<p>限重視する制度とすること。</p> <p>「公私協力学校法人」の適切な運営や公費の適切な使用を確保する観点から、地方公共団体の政策意図の実現が十分になされない場合や、生徒や保護者の評価を得られない運営がなされる場合には、地方公共団体から設立時に出資、譲渡その他提供をした財産等については、地方公共団体に返還・返上する等、民間事業者のモラルハザードが生じないように配慮される必要があること。</p> <p>さらに、「公私協力学校法人」が適切に運営されていない場合、在籍する生徒等の移籍等に配慮した上で、地方公共団体が必要な措置を採ることによって協力を解消できるようにすること。</p>				
	<p>b 契約に基づき公立学校の運営を包括的に管理・運営委託する方式については、行政事務の民間委託の基本的な在り方等に関する考え方の整理を踏まえつつ、引き続き検討を行う。</p>			17年度以降引き続き検討	
経営形態の異なる学校間の競争条件の同一化（文部科学省）	<p>教育バウチャー制度について、我が国の社会の実態や関連の教育制度等を踏まえ、海外事例の実態把握、その意義・問題点の分析等様々な観点から、今後十分な研究・検討を行う。</p>	重点・主要8		研究・検討開始	

イ 初等・中等教育

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
構成員、運営を含む私立学校審議会の見直し (文部科学省)	<p>a 現行の私立学校法(昭和24年法律第270号)第10条は、私立学校関係者以外の民間有識者等を私立学校審議会の構成員数の4分の1以上にはならない等と規定している。しかし、この規定は、各都道府県の私立学校行政を過度に規制しかねない可能性もあることから、私立学校審議会の構成員比率及び委員候補者の推薦に関する現行の規定を私立学校法から削除することを内容とする法案を第159回国会に提出する等所要の措置を講ずるとともに、私立学校審議会の構成員比率等の見直しの趣旨を通知等で関係者に十分に周知する。</p> <p>また、私立学校審議会をより開かれたものにするために、委員名簿や議事概要等については、各都道府県のホームページ等において公開することを促進する。</p> <p>【私立学校法の一部を改正する法律(平成16年法律第42号)】</p>	計画・教育イ	措置済	4月施行予定	
	<p>b 私立学校審議会の構成員比率等について規定が置かれていたが、この規定は、各都道府県の私立学校行政を過度に規制しかねない可能性もあることから、平成16年に私立学校法から削除された。私立学校審議会は、都道府県知事の私立学校における行政の適正を期するために置かれているものであり、私立学校審議会の委員の構成が審査対象者と直接の利害関係がある者を含むことは、私立学校審議会の公正な運営の観点から好ましくないため、各都道府県の私立学校審議会の委員の改選に当たっては、地域の実情を踏まえつつ、私立学校審議会の委員の構成・運営の公正性・中立性に特に配慮するよう、各都道府県に周知徹底する。</p>	重点・教育1(1)		17年度可能な限り早期に措置	

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	c 私立学校審議会の運営の公正を期するため、委員名簿や議事概要等について各都道府県のホームページ等において公開することを促進するため、公開の実態について調査を行い、結果を公表する。			17年度以降継続的に実施	
年齢の取扱いも含めた学校教育制度の弾力化 (文部科学省)	高等学校以下で、異なる学年の児童生徒による学習集団を編成し行う習熟度別指導の可能性について、検討を進めるとともに、学校教育における年齢の取扱いも含めた学校教育制度の弾力化について検討を進める。	計画・教育イ	16年度から検討開始		
高校卒業レベルの学力認定制度 (文部科学省)	高等学校の卒業と同等の学力を有することを認定する試験の在り方について検討し、所要の措置を講じる。【高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)生涯学習政策局長通知(平成17年2月17日)】	計画・教育イ	措置済		
学校の自己点検評価の促進 (文部科学省)	小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の自己点検評価については、平成14年度より各学校の設置基準に盛り込まれたところである。また、その後中央教育審議会においても、自己点検評価の重要性に着目し、一層推進する旨の提言がなされている。 そこで、自己点検評価の実施・公表の義務化や、生徒や保護者、地域住民等による外部評価の在り方について、授業内容及び教員の質の評価を含めて学校評価をより多面的に行う観点から検討し、速やかに結論を得る。	重点・教育2(1)		検討・結論	

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
コミュニティ・スクールの法制化 (文部科学省)	<p>a コミュニティ・スクールは、教職員人事、予算使途及び、教育課程の決定などの学校経営について、学校、保護者、地域の独自性を制度的に担保する一方で、地元代表や保護者代表を含む「地域学校協議会」が地域に対し説明責任を負うという、地域コミュニティに開かれた、責任のある経営体として地方公共団体によって設置される。</p> <p>コミュニティ・スクールを導入することの意義は、社会や地域住民・需要者のニーズに応じた多様で機動的な学校経営を可能とし、独創性と創造性に富んだ児童・生徒の育成に資することであり、また、その存在が、既存の公立学校システム全体の活性化に資することにある。</p> <p>よって、平成17年4月の開校に向け、コミュニティ・スクールの設置手続、地域学校協議会の設置手続・構成・機能のほか、学校長及び教職員について、地域学校協議会が人選についての推薦を含め人事に関与し、任命権者は地域学校協議会の意向を尊重することとするなど、人事に関し地域学校協議会の意向が反映されることが確実に担保されるような、学校長、地域学校協議会、市町村教育委員会、都道府県教育委員会等の権限と責任の在り方を定めた所要の法律改正案を可能な限り速やかに国会に提出する。【地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成16年法律第91号)】</p>	計画・教育イ	措置済 (9月施行)		
	<p>b 平成16年6月にコミュニティ・スクールが法制化され、学校運営協議会を通じて、地域住民や保護者が一定の権限を持って学校運営に参画することが可能となった。そこで、その適切な運用に向けたフォローアップの一環として、学校運営協議会制度の活用状況に関する情報を公開する。</p>	重点・教育1(2)		17年度以降継続的に実施	

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	c 社会や地域住民・保護者のニーズに応じた多様で機動的な学校経営を可能とし、独創性と創造性に富んだ児童・生徒の育成に資するというコミュニティ・スクール導入の意義を踏まえ、例えば、運営についての第三者による評価の推進、学校運営協議会の運営状況や協議内容の地域住民や保護者等への情報公開の徹底など、地域に開かれ、地域に支えられる学校を作るための地方の主体的な取り組みについて、国としても、これを促進するための方策を講ずる。	重点・教育1(2)		17年度以降継続的に実施	
加配教員制度の改善等 (文部科学省)	a 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び同法施行令では、少人数指導等の指導方法改善のための定数等のいわゆる加配定数の活用方法が定められており、都道府県教育委員会がこれらの規定以外の目的に活用することはできないが、この加配定数については、一学級の児童生徒数を減らすことに伴う担任教諭の増加に対応するために活用すること等、都道府県教育委員会の判断で加配定数を弾力的に活用することについて可能なものから実施する。【義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律等の施行及び関連諸制度の見直し等について(平成16年4月1日初等中等教育局長通知)】	計画・教育イ	措置済		
	b 構造改革特区における市町村費による教職員配置の導入については、速やかに全国化に向けて、都道府県が市町村に対して、費用分担を含めた協力をし、国の標準を下回る形での少人数学級編制を行うことができるよう、都道府県や市町村の意見を踏まえつつ、市町村立学校教職員給与負担法の規定の見直しを検討し、結論を得る。		検討・結論	措置	

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
教科書採択地区の町村単位の設定の容認 (文部科学省)	公立小・中学校の教科書は、市若しくは郡の区域又はこれらの区域を合わせた地域を採択地区として設定することとされているが、適正かつ公正な採択を確保しつつ、学校教育の自主性、多様性を確保することの重要性も踏まえ、将来的には学校単位での教科書選択の可能性も視野に入れて、教科書採択地区の小規模化を検討する。 よって、町村の二一ズ等を踏まえ、町村単独での採択地区の設定を含め、採択地区の小規模化について検討し、結論を得て、所要の措置を講じる。	計画・教育イ	16年度以降継続的に検討・逐次実施		
在留外国人児童生徒に対応した教育の充実 (文部科学省)	在留外国人児童生徒に対する教育を充実するため、日本語指導等特別な配慮を要する児童生徒に対応した教員の配置や、母語を用いた指導協力者の在り方等に関する調査研究等の施策を充実する。	計画・教育イ	措置済		
幼稚園・保育所の一元化 (文部科学省、厚生労働省) <福祉イの再掲>	地域において児童を総合的に育み、児童の視点に立って新しい児童育成のための体制を整備する観点から、地域の二一ズに応じ、就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設を設置する。その実現に向けて、平成16年度中に基本的な考えを取りまとめた上で、平成17年度に試行事業を先行実施するなど、必要な法整備を行うことも含め様々な準備を行い、平成18年度から本格実施を行う。	計画・福祉イ	一部措置済(取りまとめ)	措置	
「学校給食衛生管理の基準」において、クックチルシステムが導入可能であることを明確化 (文部科学省)	平成16年度中に学校給食衛生管理の基準を改正し、各学校の設置者が安全な学校給食の実施に支障がないと判断する場合には、学校給食にクックチルシステム(加熱調理した食品を急速冷却して保存し、必要な時に再加熱するシステム)を導入することが可能であることを明確化する。【学校給食衛生管理の基準(平成9年4月1日文部省体育局長通知)の一部改正(平成17年3月)】	計画・教育イ	措置済		

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
職員の健康診断の期日に関する基準の弾力化(文部科学省)	職員の健康診断については、6月30日までに行うこととされているが、学校の設置者の判断により、適切な時期を定めて行うことを可能とする。 【学校保健法施行規則(昭和33年6月13日文部省令18号)の一部改正(平成17年3月)】	計画・教育イ	措置済		
学校の夏期休業等を活用して、外国語講師等を行う外国人大学生に対する在留資格の付与(法務省) <法務ウの再掲>	外国の大学の学生が夏期休暇等を利用して、地方公共団体が実施する異文化交流を目的としたプログラムに参加し、報酬を受けて、我が国の小中学生に対し国際文化交流に係る講義を行う活動に対し、地方公共団体が当該学生の滞在中の活動について責任を負うことを前提に、「特定活動」の在留資格を決定する。 【平成17年法務省告示第104号(平成17年2月17日施行)】	計画・教育イ	措置済		
スクールカウンセラーの選考要件の周知徹底(文部科学省)	スクールカウンセラー活用事業において、スクールカウンセラー等の選考要件について、地域的偏在等を総合的に勘案して弾力的に運用しうることを周知徹底する。(なお、これに関連し、平成17年度からの交付要綱及び取扱要領の見直しを検討予定。)	別表2-15		措置	
保育士資格を有する者への幼稚園教諭二種免許の付与(文部科学省)	専門学校を卒業して保育士資格を得た者を含め、保育士として一定の在職経験を有する者に対して、平成17年度から新たに幼稚園教員資格認定試験を実施し、幼稚園教員免許取得の道を開く。	別表3-18		措置	
教職員の出張旅費の市町村負担の可能化(文部科学省)	地教行法第45条第1項に基づき、市町村教育委員会が研修を行う場合において、市町村が教職員の旅費を支弁することを可能とする。	別表4-826		措置	

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
学校の教室の天井高に関する規制緩和(国土交通省・文部科学省) 住宅工 の再掲	<p>建築物の天井高については、国民の健康、衛生を確保する観点から、最低確保する必要がある天井高を建築基準法で規定しており、一般の建築物にあつては、2.1m以上、学校(大学、専修学校、各種学校及び幼稚園を除く。)にあつては、3m以上と定められている。この学校の天井高規制については、設計上の制約のデメリットや建設コスト、既存ビルの学校への転用等の観点から緩和すべきであるとの意見がある一方、学校の教室については、成長過程にある児童生徒にとって健康的な環境を確保する必要がある。</p> <p>このため、学校の教室の天井高が学校生活における児童生徒の心身の健康に与える影響等について、教室の採光や空気質等を含めた総合的な室内環境のあり方の観点から、多様な専門家による調査・検討を行うこととし、これらの結果を踏まえて、学校の教室の天井高のあり方について平成17年度上半期中に結論を得て、その後すみやかに必要な措置を講じる。</p>	別表 4 -1245〔計画・住宅工〕	検討	平成17年度上半期中に結論、その後すみやかに必要な措置	
通信制高等学校の校舎に係る専修学校等の施設との兼用の容認(文部科学省)	通信制高等学校の校舎を整備する際の兼用の取扱いについて、専修学校等他の施設との兼用が可能となるよう高等学校通信教育規程を改正する。また、併せて、通信制高等学校の面接指導等を専修学校等の施設で実施が可能となるよう規定を整備する。	別表 5 -829		措置	

ウ 高等教育

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
大学の情報公開の促進 (文部科学省)	a 教育環境、研究活動、学生の卒業後の進路、受験者数、合格者数及び入学者数を含む入学者選抜に関する情報など、大学設置基準第2条における「教育研究活動等の状況」として望ましい具体的な内容を通知等において明確に示すことにより、当該大学に関する情報全般を大学が情報公開することを促進する。【平成17年3月14日文部科学省高等教育局長通知】	計画・教育ウ	措置済		
	b 広く周知を図るという観点から、これらの情報をインターネット上のホームページに掲載することを促進する。【平成17年3月14日文部科学省高等教育局長通知】		措置済		
	c 通知等において示された「教育研究活動等の状況」として望ましい内容について公開状況を毎年調査し、情報公開が進まない場合は、その更なる促進方策を講ずる。		16年度以降継続的に実施		
大学・学部・学科の設置等の弾力化 (文部科学省)	a 大学の校地面積基準については、構造改革特区における特例措置の状況等を踏まえ全国拡大を図ることについて検討を進め、遅くとも平成16年6月までに結論を得る。	計画・教育ウ	6月までに検討・結論	検討・結論	
	b 上記校地面積基準の結論を踏まえ、校地の自己所有要件の更なる見直しについて、大学としての質の保証と継続性に配慮しつつ検討し、平成16年度中に結論を得る。		結論	検討・結論	
	c 学部・学科の設置認可の弾力化について、平成15年度から施行された制度改正の実施状況等を踏まえ、今後更に検討する。		16年度以降検討、できる限り速やかに結論		
認証評価制度の改善 (文部科学省)	大学評価の質を維持し、学生等の大学選択等に資するため、大学設置基準を踏まえ、例えば、教育課程、教員組織及びその教育研究業績、管理運営、施設・設備、さらには財務状況などの在り方を認証評価機関がその実情に応じて評価することは極めて重要である。このような観点から、評価機関の評価実績等を踏まえ、認証評価機関が最低限設けるべき評価項目について検討を行い、そ	計画・教育ウ	措置済		

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	の内容を認証基準において定める。【学校教育法第69条の4第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令(平成16年文部科学省令第7号)】				
複数の評価機関の評価に基づく国立大学法人の評価 (文部科学省)	中期目標終了時に行われる国立大学法人の評価を、独立行政法人大学評価・学位授与機構の評価とは別に、認証評価機関の評価結果等も重要視して、多様な観点から実施することについて、国立大学法人評価委員会において検討し、結論を得る。	計画・教育ウ	国立大学法人設立後の最初の中期目標終了時まで措置		
学生に対するセーフティネットの整備 (文部科学省)	大学が廃止されることとなる場合、学生の就学機会の確保を図るため、適切なセーフティネットの整備を検討する。	計画・教育ウ	結論	措置	
海外から進出する大学など高等教育の国際的展開に対応した質の保証のあり方 (文部科学省)	海外から我が国に進出する大学は、我が国の学生にとっては国際化に対応した教育の選択肢のひとつであるとともに、海外からの学生受入数拡大の観点からも有意義である。しかし、これらの「大学」は、我が国の大学としての認可を受けておらず、消費者の混乱を招いている面がある。 したがって、大学の質保証及び消費者保護の観点から、例えば、国内の第三者評価機関が海外大学についても評価し得るようにするなど、高等教育の国際的展開に対応した質の保証の在り方について検討する。【学校教育法施行規則改正(平成16年12月13日)】	計画・教育ウ	措置済		
借入金による大学・学部等の設置等の容認 (文部科学省)	学校法人の機動的運営を確保し、大学・学部等の新增設を推進するため、学校法人が大学・学部等を設置する際には、学校教育の安定性・継続性の確保を前提に、借入金による施設及び設備の整備や経営に必要な財産の確保を認める。【学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準(平成15年文部科学省告示第41号)の一部改正】	計画・教育	措置済		

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
飛び入学制度についての検討 (文部科学省)	18歳未満での大学入学を可能とする飛び入学制度については、飛び入学制度の実施状況や課題等を調査し、その結果に基づき、飛び入学制度の更なる弾力化などその解決策について検討を開始する。	計画・教育	16年度から検討開始		
各外国人留学生支援制度に関する関係省の連携 (文部科学省、外務省)	国費外国人留学生制度や有償・無償資金協力による留学生支援制度等、政府による外国人留学生支援制度、さらには私費留学生に対する支援制度の位置付け、特性を踏まえ、施策の取りまとめを行うなど、関係省の施策の連携を図る。	計画・教育ウ	措置済		
世界各国からの多様性のある留学生の確保 (文部科学省、外務省)	近年の特定国からの留学生の顕著な増大や世界各国における社会経済情勢の変化に機敏に対応し、我が国への留学生を世界各国から幅広く受け入れるよう十分に配慮し、毎年度、国別受入数の見直しなどを柔軟に行えるような仕組みを各省間で構築する。	計画・教育ウ	措置済		
質の高い学生の確保のための仕組み作り (文部科学省)	a 「質」の高い優秀な学生が我が国を留学先として選択するよう、留学先教授の指名、留学生宿舍への優先入居等他の留学生との差別化を図るなど、我が国への留学を促すような仕組みを構築する。	計画・教育ウ	逐次実施		
	b 受け入れた留学生についても、留学期間中の成績等に応じて奨学金の給付を見直すなど、優秀な留学生の更なる就学意欲向上のための仕組みを構築する。		逐次実施		
国費外国人留学生制度等に係る手続の改善 (文部科学省、外務省)	現地におけるニーズの把握、在日留学生からのヒアリング等を通じ、国別に現地の事情に対応した選考・募集を行うなど、より一層留学生の立場に立った募集・選考を行う体制・手続等の改善を図る。	計画・教育ウ	措置済		
渡日前入学許可の推進 (文部科学省、	渡日前入学許可については、留学希望者の負担軽減の観点から、更に推進すべきである。このため、昨年より実施されている日本留学試験につい	計画・教育ウ	逐次実施		

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
外務省)	ては、在外公館の協力を得て、その実施国・都市の拡大を速やかに図る。				
親日派人材の育成のための留学後のアフターケアの充実(外務省)	留学・帰国後の現地におけるネットワークづくりへの支援、親日家・知日家集団である各国の帰国留学生会等の活動全般への支援を更に充実する。	計画・教育ウ	逐次実施		
専修学校の校舎面積基準の弾力化(文部科学省)	専修学校の校舎面積基準のうち、収容定員に応じて加算される基準面積について、履修形態等特別な事情があり、かつ教育上支障がない場合には基準面積を減ずる。【専修学校設置基準の一部を改正する省令(平成16年文部科学省令第34号)】	計画・教育ウ	措置済		
大学、大学院及び学部・学科の設置認可に関する審査方法の改善(文部科学省)	<p>a 大学教育の質を確保する観点から、大学、大学院及び学部・学科の設置認可に当たっては、大学設置・学校法人審議会における審査の果たす役割が極めて重要である。社会の変化に対応して、設置認可申請の内容は多様化してきており、公平性や透明性を確保しつつ、審査方法の工夫改善を図っていくことが今後も必要である。</p> <p>こうした観点から、大学設置・学校法人審議会においては、議事要旨や申請書類、審査資料の開示や専門委員を含めた委員氏名の公表等を積極的に進めてきているところであるが、今後、申請者等の取組に資する参考情報の提供(例えば、教員審査に関する事例の紹介、専任教員の要件・目安の一層の明確化)等の措置を検討する。</p> <p>b 平成16年度からは、申請者の意向を踏まえて第一線で活躍する産業人などを参考人として委嘱し、その意見を審査の参考とする「参考人制度」を新たに試行しているところであるが、今後、上記の観点や趣旨が一層生きるよう、「参考人制度」を本格的に実施する。</p>	重点・教育1(3)		検討・結論	
				検討・措置	

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
外国大学の日本校の我が国の教育制度上における位置付けの明確化（文部科学省）	外国大学の日本校の教育制度上の位置付けについては、外国大学の日本校が当該外国の大学の正規の課程であることなど一定の要件を満たすことが確認できた場合に、我が国の教育制度と接続（大学院入学資格、単位互換等）することができるよう、今後中央教育審議会での審議を経て、新たに制度的措置を講ずる。【学校教育法施行規則の一部改正（平成16年12月13日文部科学省令42号）】	別表4 -827	措置済		
外国大学の日本校の我が国の教育制度上における位置付けの明確化に伴う通学定期の学生割引適用に関する告知（国土交通省）	文部科学省における外国大学の日本校の教育制度上の位置付けに係る対応を踏まえた上で、当該対応について鉄道事業者に周知する。【外国大学の日本校の我が国の教育制度上における位置付けの明確化について（平成16年12月14国土交通省鉄道局業務課事務連絡）】	別表4 -1249	措置済		
学則変更の届出に係る手続きの簡素化（文部科学省）	インターネット上で学則を公開している大学からの学則変更届出について、手続きの簡素化を認めるための所要の措置を講じる。	別表5 -830		措置	
実務家教員を含めた大学教員に関する審査の観点の明確化等（文部科学省）	地域の教育研究のニーズに応じた大学の新設・改組等を支援する観点から、申請者の意向を踏まえて選任された「参考人」が審査に参画する「参考人制度」（本年度から試行的に実施）につき、本格実施へ移行する。また、実務家教員を含め、大学における教員に求められる要素や専任教員の位置づけなど、教員及び教員組織に関する審査の観点の明確化について検討し、所要の措置を講じる。	別表5 -831		措置	

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
21 大学図書館に関する審査の観点の改善（文部科学省）	IT技術の発達に伴い、電子ジャーナルやデータベース、大学図書館間情報ネットワークの普及が進んでいる状況を踏まえ、大学図書館の整備に関する設置審査の観点・取り扱いの見直しを検討し、申請者の利便に資するよう、所要の措置を講じる。	別表5 -832		措置	

エ 研究開発等

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
研究者の資質向上のための機会の拡大（内閣官房、【人事院】）	国立試験研究機関や独立行政法人研究機関の研究員について、自己啓発等の一定の活動を行う場合に一定期間公務を離れることを認める休業制度について、対象活動の範囲や既存制度との整合性などの課題を検討し、所要の措置を講ずる。（「事項名」欄の【人事院】とは、人事院に対して検討を要請するものである。）	計画・教育工	18年度までに措置		
寄付金、受託研究等の扱いに係る競争的環境の整備（文部科学省）	国立大学の法人化を検討する際には、寄付金、受託研究等の扱いが国公私の大学で相互に競争的になるようにすることを検討し、所要の措置を講じる。【日本私立学校振興・共済事業団を通じた受配者指定寄付金制度の改善について（平成16年3月29日高等教育局長通知）】	計画・教育工	措置済		
大学と企業の実務者等による交流の推進（内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）	産学官連携を推進する観点から、大学と企業の研究の第一線のリーダーや実務者を中心にシーズとニーズの情報交換や対話・交流等の場を構築する。	計画・教育工	措置・継続的推進		
大学教員の裁量労働制の周知	最も裁量性の高い職種と考えられる大学教員については、大臣告示の見直し（平成15年厚生労働省告示第354号）により「大学における教授研	重点・雇用2(2) 〔計画・	措置済		

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
(厚生労働省) <雇用イ eの再掲>	究の業務」が専門型裁量労働制の対象業務になったところであるが、今後その周知徹底を図る。	教育工 b)			
国立大学法人によるライセンス対価としての株式取得の容認 (文部科学省)	国立大学法人の研究成果の活用に関する自主性を高め、国立大学法人の保有する技術の産業分野への移転を促進するため、国立大学法人によるライセンス対価としての株式取得について、業務の自己増殖的な膨張の防止に十分留意しつつ検討し、結論を得る。【平成17年3月文部科学省高等教育局長・研究振興局長通知「国立大学法人及び大学共同利用機関法人が寄附及びライセンス対価により株式を取得する場合の取扱いについて」】	計画・教育工	措置済		
競争的研究資金制度の改善 (総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)	a 年度当初から研究を開始するものについては、公募・審査を前年度から実施すること等により、研究費交付時期を年度当初に近づけるよう可能な限り早期化し、交付決定する。	計画・教育工	措置済		
	b 研究費は、備品費、消耗品費、役務費、旅費等の費目で構成されており、費目間の振替が制限されているが、例えば、費目額の30%の振替を認める等、法律上可能な範囲で弾力的な研究が行えるようにする。		措置済		
	c 年度を越えた研究を可能にするため、必要に応じ全ての競争的研究資金制度が繰越明許できるよう措置を検討し、所要の措置を講じる。		措置済		
	d 研究者、事務担当者に対して、研究費の適正な経理・管理の徹底を図る。		16年度以降継続的に措置		
	e 研究費の不正使用を行った研究者については、一定期間研究費を交付しない制度を設けること等、不正行為の防止策を策定する。		措置済		

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
地域新生コンソーシアム研究開発事業に係る成果報告書の簡素化 (経済産業省)	地域新生コンソーシアム研究開発委託事業に係る成果報告書について、平成16年度中に、報告項目の整理、報告書ページ数の削減、2年度に亘る研究開発の1年度目の報告について簡潔な報告が可能なものは簡素化を許容する等の簡素化に係る検討を行い、当該年度の事業に係る成果報告より、その改善を図る。	計画・教育工	措置済		
研究開発補助金のテストピース等保管規定の廃止 (経済産業省)	研究開発における仕損じ品やテストピース等の保管については、額の確定後であれば写真等の保管により代用可能とすることができるよう実施要領を改正する。	計画・教育工	措置済		
統計業務の民間開放推進 (総務省及び関係府省)	a 指定統計については、国が直接調査等を行っているものを速やかに民間開放するとともに、地方公共団体を通じて実施しているものについても、国と地方の役割分担等について検討し、民間開放を推進する。	重点・官業1(3)		逐次実施	
	b 指定統計以外の承認統計については、既に包括的な委託を受けて民間が実施している調査もあり、極力幅広く民間開放を推進する。			逐次実施	
酒類の研究の見直しの検討 (財務省)	酒類総合研究所の組織及び業務について、民間開放を推進すること等を含めた平成15年の閣議決定通りにその見直しを検討する。	重点・官業1(3)		検討・結論	